平成３０年（フ）第３１号
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎1210番地７
債務者　才原　正博
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第２１５号
仙台市泉区実沢字茂倉山１番地の50　（３Ｂ－２Ｌ）
債務者　畠山　敏昭
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８２号
仙台市青葉区北根１丁目13番１―1708号、従前の住所秋田県由利本荘市出戸町字赤沼下道170番地９　ルミエール佐藤202
債務者　林　　浩子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３８８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地15号棟504
債務者　池　　実
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４５号
福島県いわき市小名浜南君ケ塚町17番地の６
債務者　黒澤　拓弥
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第５３号
福島県いわき市平赤井比良２丁目20番地　県営住宅１－８
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１３９号
茨城県常陸大宮市山方2850番地の２
債務者　齋藤　正之
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７７号
茨城県つくば市台町３丁目11番地８
債務者　福田奈央子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第９３号
茨城県つくば市若葉９番地19　ソレイユ101号、前住所茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目35番地39
債務者　山下　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第９４号
茨城県つくば市二の宮２丁目２番地20　メゾンサイエンス202号、前住所茨城県つくば市千現２丁目７番地４　セレクトハイツ205号
債務者　平井　裕矢
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１８４号
新潟市東区石山団地１番４－302号、前住所新潟市東区寺山３丁目35番25号　駒田ハイツ２－２
債務者　宮井景華こと　郭　　景華
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８６号
新潟市中央区弁天橋通２丁目26番11号　コーポサルーン101号
債務者　佐藤　敏之
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８７号
新潟市東区山木戸１丁目11番56号　ヒルズ代官山Ｉ　４号
債務者　早川　昌弘
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
新潟県阿賀野市曽郷1533番地６　レジデンス京ヶ瀬201号室
債務者　大堀　一美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１４２号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2556番地３
債務者　小林　　宏
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係